

議案第 19 号

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程
大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「。以下「条例」という。」を削り、「処分の」を「処分に係る」に改める。

別表第1 1 共通事項の表行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免の項中「3月25日」を「大和市条例第9号」に改める。

別表第1 2 教育委員会教育部の表教育総務課の項中「昭和34年」の次に「大和市」を、「第2号」の次に「。以下「施設条例」という。」を加え、同表中

同条例第5条第2項 大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）第10条	を
同条例第5条第2項及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号。以下「施設規則」という。）第10条	に改め、同表教育総務課、行政

文書公開決定の項中「14日」の次に「（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）」を加え、同表教育総務課、保有個人情報訂正決定の項中「30日」の次に「（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）」を加え、同表学校教育課、就学援助する世帯の認定の項中「学級編制の基準日となる日（4月5日）以後14日」を「市民税・県民税の賦課決定日以後30日」に改める。

別表第2 1 こども部の表こども・青少年課の項中「大和市青少年センター条例（平成8年）」の次に「大和市」を加える。

別表第2 2 文化スポーツ部の表文化振興課の項中「昭和38年」の次に「大和市」を加え、同表生涯学習センターの項補助執行課の欄中「生涯学習センター」を「図書・学び交流課」に改め、同表生涯学習センターの項中「大和市生涯学習センター条例（昭和44年）」の次に「大和市」を加え、「同条例第6条」を「同条例第7条」に、「大和市学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）」を「施設条例」に改め、同表中

「 同条例第2条第1項 大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第4条、第5条、第6条 」	を	「 同条例第2条第1項並びに 施設規則第4条、第5条及 び第6条 」	に、
「 同条例第5条第2項 大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）第10条 」	を	「 同条例第5条第2項及び施 設規則第10条 」	に

改め、同表中生涯学習センター、学校施設の使用料の減免の項の次に次のように加える。

利用者カードの交付	大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）第13条第1項及び同条第2項	即日
視聴覚ライブラリーの機材等貸出	大和市視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第17号）第6条第1項	即日
視聴覚ライブラリーの使用の許可	同規則第7条	即日

別表第2 2 文化スポーツ部の表スポーツ課の項中「大和市立学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）」を「施設条例」に、「及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第4条、第5条、第6条」を「並びに施設規則第4条、第5条及び第6条」に、「大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第10条」を「施設規則第10条」に改め、同表中図書館の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行																		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条及び大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）第5条に規定する許認可等事務の処分に係る標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第6条及び大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号。以下「条例」という。）第5条に規定する許認可等事務の処分の標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																		
1 共通事項	1 共通事項																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="758 1646 861 2038">許認可等事務</th> <th data-bbox="758 1310 861 1646">根拠法令</th> <th data-bbox="758 1102 861 1310">標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="861 1646 1109 2038">略</td> <td data-bbox="861 1310 1109 1646"></td> <td data-bbox="861 1102 1109 1310"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 1646 1404 2038">行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免</td> <td data-bbox="1109 1310 1404 1646">大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年大和市条例第9号）第8条</td> <td data-bbox="1109 1102 1404 1310">略</td> </tr> </tbody> </table>	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間	略			行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年大和市条例第9号）第8条	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="758 716 861 1102">許認可等事務</th> <th data-bbox="758 380 861 716">根拠法令</th> <th data-bbox="758 170 861 380">標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="861 716 1109 1102">略</td> <td data-bbox="861 380 1109 716"></td> <td data-bbox="861 170 1109 380"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 716 1404 1102">行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免</td> <td data-bbox="1109 380 1404 716">大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年3月25日）第8条</td> <td data-bbox="1109 170 1404 380">略</td> </tr> </tbody> </table>	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間	略			行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年3月25日）第8条	略
許認可等事務	根拠法令	標準処理期間																	
略																			
行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年大和市条例第9号）第8条	略																	
許認可等事務	根拠法令	標準処理期間																	
略																			
行政財産（学校施設を除く。）の目的外使用に係る使用料の減免	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年3月25日）第8条	略																	
2 教育委員会教育部	2 教育委員会教育部																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1803 1300 2038">所管課</th> <th data-bbox="1189 1467 1300 1803">許認可等事務</th> <th data-bbox="1189 1153 1300 1467">根拠法令</th> <th data-bbox="1189 1102 1300 1153">標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1300 1803 1404 2038">教育課</td> <td data-bbox="1300 1467 1404 1803">学校施設の使</td> <td data-bbox="1300 1153 1404 1467">大和市立学校施設使用条例（昭和34年大和市条例</td> <td data-bbox="1300 1102 1404 1153">略</td> </tr> </tbody> </table>	所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間	教育課	学校施設の使	大和市立学校施設使用条例（昭和34年大和市条例	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 884 1300 1102">所管課</th> <th data-bbox="1189 548 1300 884">許認可等事務</th> <th data-bbox="1189 224 1300 548">根拠法令</th> <th data-bbox="1189 170 1300 224">標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1300 884 1404 1102">教育課</td> <td data-bbox="1300 548 1404 884">学校施設の使</td> <td data-bbox="1300 224 1404 548">大和市立学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）</td> <td data-bbox="1300 170 1404 224">略</td> </tr> </tbody> </table>	所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間	教育課	学校施設の使	大和市立学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）	略		
所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間																
教育課	学校施設の使	大和市立学校施設使用条例（昭和34年大和市条例	略																
所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間																
教育課	学校施設の使	大和市立学校施設使用条例（昭和34年条例第2号）	略																

総務課	用許可	第2号。以下「施設条例」という。）第2条第1項	
	略		
学校施設の使用料の減免	略	同条例第5条第2項及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号。以下「施設規則」という。）第10条	略
	行政文書公開決定	略	14日（休日不算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）
保有個人情報訂正決定	略		
	略		30日（休日不算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）
就学援助世帯の	略		市民税・県民税の賦課決定日以後30日

総務課	用許可	第2条第1項	
	略		
学校施設の使用料の減免	略	同条例第5条第2項大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）第10条	略
	行政文書公開決定	略	14日
保有個人情報訂正決定	略		
	略		30日
就学援助世帯の	略		学級編制の基準日となる日（4月5日）以後14日

育 課	認定	
略	略	
略		

別表第2 (第2条関係)

1 こども部

補助執行課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
こども・青少年課	略	大和市青少年センター条例(平成8年大和市条例第15号)第4条及び大和市青少年センター条例施行規則(平成8年大和市教育委員会規則第2号)第6条第2項	略

2 文化スポーツ部

補助執行課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
文化振興課	文化財の指定	大和市文化財保護条例(昭和38年大和市条例第25号)第3条	略
略			
図書及び交	生涯学習センターの利用者登録	大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)第4条	略

育 課	認定	
略	略	
略		

別表第2 (第2条関係)

1 こども部

補助執行課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
こども・青少年課	略	大和市青少年センター条例(平成8年条例第15号)第4条及び大和市青少年センター条例施行規則(平成8年大和市教育委員会規則第2号)第6条第2項	略

2 文化スポーツ部

補助執行課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
文化振興課	文化財の指定	大和市文化財保護条例(昭和38年条例第25号)第3条	略
略			
生涯学習センター	生涯学習センターの利用者登録	大和市生涯学習センター条例(昭和44年条例第20号)第4条	略

流課	生涯学習センターの使用の承認	同条例第7条	略
	学校施設の使用許可	施設条例第2条第1項	略
	学校施設の利用者登録	同条例第2条第1項並びに施設規則第4条、第5条及び第6条	略
	略	略	略
スポーツ	学校施設の減免	同条例第5条第2項及び施設規則第10条	略
	利用者カードの交付	大和市立図書館条例施行規則(昭和31年大和市教育局規程第7号)第13条第1項及び同条例第2項	即日
	視聴覚ライブラリーの機材等貸出	大和市視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則(昭和53年大和市教育局規程第17号)第6条第1項	即日
	視聴覚ライブラリーの使用許可	同規則第7条	即日
スポーツ	学校施設の使用許可	施設条例第2条第1項	略

夕一	生涯学習センターの使用の承認	同条例第6条	略
	学校施設の使用許可	大和市学校施設使用条例(昭和34年条例第2号)第2条第1項	略
	学校施設の利用者登録	同条例第2条第1項 大和市立学校施設使用条例施行規則(昭和44年教委規則第1号)第4条、第5条、第6条	略
	略	略	略
スポーツ	学校施設の減免	同条例第5条第2項 大和市立学校施設使用条例施行規則(昭和44年教委規則第1号)第10条	略
	学校施設の使用許可	大和市立学校施設使用条例(昭和34年条例第2号)第2条第1項	略

課	学校施設の利 用者登録	同条例第2条第1項並びに施設規則第4条、第5条及び第6条	略
	略		略
	学校施設の使 用料の減免	同条例第5条第2項及び施設規則第10条	略

課	学校施設の利 用者登録	同条例第2条第1項及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第4条、第5条、第6条	略
	略		略
	学校施設の使 用料の減免	同条例第5条第2項及び大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年教委規則第1号）第10条	略
	図書館 利用者カード の交付	大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）第13条第1項及び同条例第2項	即日
	視聴覚ライブラリーの機材等貸出	大和市視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第17号）第6条第1項	即日
	視聴覚ライブラリーの許可	同規則第7条	即日

議案第 20 号

大和市教育局が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

大和市教育局が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）を次のように改める。

別表神奈川県公立中学校文化連盟大和支部芸術祭補助金交付事業の項中「公立中学校文化連盟大和支部芸術祭」を「中学校文化連盟大和支部総合文化祭」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	名称	主な目的
略	略	略	略
神奈川県中学校文化連盟大和支部総合文化祭実行委員会	神奈川県公立中学校文化連盟大和支部芸術祭補助金交付事業	神奈川県公立中学校文化連盟大和支部芸術祭補助金交付事業	神奈川県公立中学校文化連盟大和支部芸術祭実行委員会の運営を支援し、大和市立中学校における芸術活動の振興と、学校間の交流の機会を広げ、生徒の芸術活動に対する意識の高揚を図ることを目的とする。
略	略	略	略

議案第 21 号

夏休み子どもまなびや事業実施要綱を廃止する要綱について

夏休み子どもまなびや事業実施要綱を廃止する要綱について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

大和市教育委員会告示第 号

夏休み子どもまなびや事業実施要綱を廃止する要綱

夏休み子どもまなびや事業実施要綱（平成20年大和市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

議案第 22 号

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「のうち、原則として第4学年から第6学年までの児童」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

放課後寺子屋やまと事業実施要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(実施場所及び対象児童)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 対象児童は、当該小学校に在籍する者とする。</p>	<p>(実施場所及び対象児童)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 対象児童は、当該小学校に在籍する者のうち、原則として第4学年から第6学年までの児童とする。</p>

議案第 23 号

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 24 号

異議申立てに対する決定について

大和市情報公開審査会より行政文書公開決定等審査にかかわる答申を受け、異議申立てに対し決定することについて、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

決 定 書

異議申立人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

上記異議申立人が、平成26年11月19日付けで提起した大和市情報公開条例第11条第1項の規定による平成26年10月8日付け大和市教育委員会の行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

本件処分のうち、次に記載の非公開とした部分を取り消す。

- 1 青少年相談室におけるパワーハラスメント及び不適切な組織運営についてのうち、
 - 1 頁目
 - ・「《経過》」の1行下の行の全て
 - 2 頁目
 - ・15行目の1行全て
 - ・16行目の1行全て
 - 3 頁目
 - ・25行目の1行全て
 - ・26行目の1行全て
- 2 処分対象者（懲戒処分には該当しない者を含む）からの聞き取りに関する文書のうち、
 - ・文書の表題又は項目に記載された処分対象者（懲戒処分には該当しない者を含む）の職名
 - ・聞き取りにおける発言者の職名（「：」を含む）
 - ・聞き取りにおける発言者の氏名（聴取対象者を除く）

本件異議申立てのその余の部分棄却する。

理 由

- 1 事実（経過）
 - ・平成26年 9月 3日 異議申立人は、本件行政文書の公開請求をした。
 - ・平成26年 9月16日 大和市教育委員会は、公開決定等の期間延長を通知した（平成26年9月3日から9月17日までのところ、10月8日まで）。

- ・平成26年10月 8日 大和市教育委員会は、行政文書一部公開決定をし、その内容を通知した。
- ・平成26年11月19日 異議申立人は、異議申立書を提出した。
- ・平成26年12月25日 大和市教育委員会は、異議申立てを受け、大和市情報公開審査会に本件を諮問した。
- ・平成28年 3月11日 大和市情報公開審査会は、大和市教育委員会に、非公開とした部分のうち、一部を公開すべきであると審査報告書を提出した。

2 異議申立人の主張

既に記者会見、報道、議会の質疑などにより、公表、明らかになっている情報も含めて、大半が非公開とされている。少なくとも一度、公開した情報を後に非公開にするという処分は納得できない

行政の透明性を担保するという情報公開の趣旨に反している。

3 判断

大和市教育委員会は、大和市情報公開審査会の審査結果を尊重し、公開すべきと答申のあった部分を公開する。

よって、主文のとおり決定する。

平成28年3月29日

大和市教育委員会



(教示)

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市教育委員会となります。）提起することができます。

なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

議案第 25 号

大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について（諮問）

放課後寺子屋やまと事業の円滑な実施に向け、大和市個人情報保護条例第 13 条の規定による大和市個人情報保護審査会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成28年 月 日

大和市個人情報保護審査会
会長 久保博道 様

大和市教育委員会
教育長 柿本隆夫

大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用について（諮問）

このことについて、大和市個人情報保護条例第13条第2項第4号の規定に基づき別添諮問事案について意見を求めます。

担当課：教育委員会 指導室

大和市個人情報保護条例第13条第2項第4号の規定に基づく
目的外の利用に関する諮問事案

	区 分	個 別
事務担当課	教育委員会 教育部 指導室	
事務の名称	放課後寺子屋やまと事業	
事務の根拠法令等	放課後寺子屋やまと事業実施要綱	
事務の目的	地域住民の参画を得ながら放課後に児童が学習支援を受ける環境を整備することにより、児童の学力向上を図る。	
対象となる個人の類型	大和市立小学校に通学する全児童及びその保護者	
目的外に利用又は提供する個人情報の項目名	児童及び保護者の氏名、住所、電話番号、緊急連絡先 児童の学年、組、性別、生年月日	
利用又は提供の相手方	【利用元】大和市立各小学校 【利用先】指導室	
<p>理 由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）</p> <p>参加児童に緊急対応の必要性が生じたときや、日程変更の連絡をする必要性が生じたとき等に、直接保護者に連絡する必要があるため。</p> <p>全児童を対象とし事前登録を不要とするが、市内の保護者から確実に情報提供を受けることが困難であるため、学校の情報を利用することが不可欠である。</p>		
<p>条例第13条第3項の規定による本人通知</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>する <input type="checkbox"/>しない</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> { </div>		

報告第 1 号

平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫